

船舶事故調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和7年2月20日 03時15分頃
発生場所	長崎県杵岐市郷ノ浦港 郷ノ浦港小崎浦南防波堤灯台から真方位160° 810m付近 （概位 北緯33° 44.7′ 東経129° 40.2′）
事故の概要	貨物船第七藤進は、出港中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和7年3月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第七藤進、196トン
船舶番号、船舶所有者等	131265、株式会社藤進（A社）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首に凹損、右舷船首部外板に破口等 防波堤 コンクリートに欠損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、郷ノ浦港の宇土岸壁を離岸した後、西防波堤と中防波堤（以下「本件防波堤」という。）との間を通る予定で佐賀県唐津市唐津港に向けて出航した。 船長は、単独の航海当直につき、レーダー及びGPSプロッターを作動させて離岸直後に周囲の状況を確認後、目視のみで見張りを行いながら進路を徐々に西防波堤と本件防波堤との間に向けるつもりで、手動操舵により約8ノットの対地速力で本船を南進させていた。 船長は、出港中、コンソール上で船尾灯が消灯している状態を示すランプが点灯していることに気付き、本件防波堤までまだ距離があると思い、操舵室から船尾方を見て船尾灯の点灯状況を確認していたところ、本船の船首部が本件防波堤に衝突した。 （図1 参照）

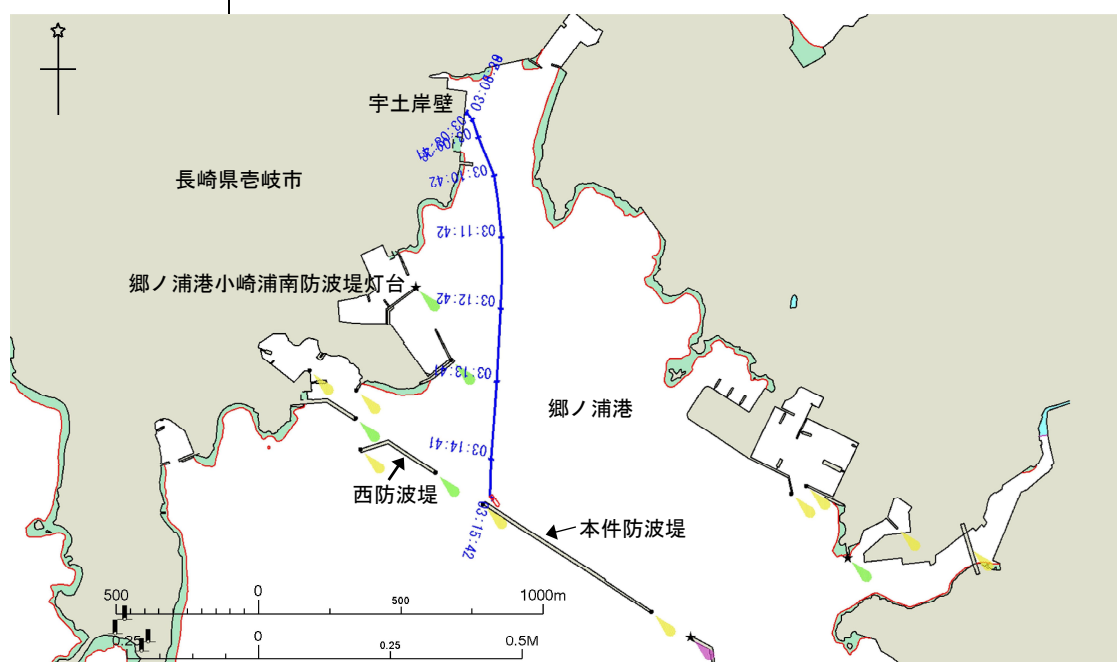


図 1 航行経路図

船長は、乗組員に負傷がないこと及び本船の損傷状況を確認した後、本船は後進して錨泊した。

船長は、その後、A社に本事故の発生を連絡し、A社は海上保安庁に通報した。

本船は、夜明けを待って抜錨して宇土岸壁に戻った。

船長は、郷ノ浦港への出入航経験が幾度（年間に10回以上）もあった。

分析

本船は、出港中、船長が、船尾灯の点灯状況を確認しようと船尾方を見て、船首方の見張りを行っていなかったことから、本件防波堤に衝突したものと考えられる。

船長は、郷ノ浦港への出入航経験が幾度もあり、離岸直後から目視のみで見張りを行っていたことから、本件防波堤までまだ距離があると思い、船尾灯の点灯状況を確認していたものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、本船が、出港中、船長が、船尾灯の点灯状況を確認しようと船尾方を見て、船首方の見張りを行っていなかったため、本件防波堤に衝突したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、航行中、操船に専念し、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。
- ・ 船長は、慣れた海域を航行する場合であっても、航海計器等を活用して周囲の障害物との位置関係を常に確認すること。